

平成29年度

徳島県重点農業施策に関する政策提案

平成28年9月29日

(一社) 徳島県農業会議

平成29年度徳島県重点農業施策に関する政策提案

本県の農業・農村現場におきましては、農業就業人口の減少、農業者の高齢化、耕作放棄地の増加が進む中、昨年10月にTPP交渉が大筋で合意し、農産物貿易の自由化の動きが加速化し、農業の先行きに不安を与えております。

こうした中、国においては地方創生や一億総活躍社会の実現の観点も踏まえた「総合的なTPP関連政策大綱」を昨年11月に決定し、「農政新時代」と銘打ち、「攻めの農林水産業への転換」と「経営安定・安定供給のための備え」を進めております。

また、県におかれましては、昨年12月、TPPなど「グローバル化の進展への対応」と、農山漁村の活性化による「地方創生の実現」など喫緊の課題解決に向け、全国に先駆け「徳島県TPP対応基本戦略」を策定するとともに、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の改訂を行い、本県農林水産業・農山漁村が直面する様々な課題への的確に対応し、「課題解決先進県・徳島」ならではの施策を展開されております。

農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、本県の農業・農村は、県民はもとより大消費地の方々に対して新鮮で安全・安心な農畜産物を安定的に供給するとともに、県土を保全し県民に安らぎの場を提供しており、今後とも「徳島ならではの」農業を実現するためには、農業者自らの努力はもとより、本県農業の持続的発展を支える県行政の更なる支援が不可欠であります。

このため、本会議では、平成29年度において徳島県の農業施策がさらに積極的に展開されますよう、農業委員会組織として「農地利用の最適化の推進」に関する意見はもとより、幅広く農業・農村現場の意見をくみ上げ、農村現場が抱える諸課題を反映しながら組織的な検討を加えましたので、農業委員会等に関する法律第53条第1項の規定に基づき、ここに意見を提出いたします。

目 次

〈Ⅰ 担い手・経営対策の推進〉	1
1 新規就農者の定着のための地域支援体制の整備	1
2 新規就農者の育成・確保	1
3 集落営農や農業法人の育成支援	1
4 女性農業経営者への支援等	2
5 農業経営の継承推進	2
〈Ⅱ 担い手への農地集積の推進〉	2
1 農地の中間管理機能を最大限発揮するための支援	2
2 農地の国土調査(地籍調査)の早期完了	3
3 「活かすべき農地」の確保と有効利用の推進	3
〈Ⅲ 農業の競争力強化〉	4
1 挑戦するとくしまブランドの展開	4
2 6次産業化の促進	4
3 海外展開の促進	4
4 水田農業の振興	4
5 「とくしまブランド」を支える基盤整備の推進	5
6 有機農業の生産拡大対策	5
〈Ⅳ 活力ある農山漁村の創出〉	5
1 鳥獣被害の防止対策の推進	5
2 中山間地域の農地利用の促進	6
〈Ⅴ TPP対応について〉	6
1 TPPなどグローバル化への対応	6
〈Ⅵ 農業委員会の体制整備〉	7
1 農地利用の最適化に向けた取り組み支援の強化	7
2 農業委員会の事務局体制の整備・強化	7

〈 I 担い手・経営対策の推進〉

1 新規就農者の定着のための地域支援体制の整備

本会議では徳島県新規就農相談センターを設置し、就農相談を行い農業法人等への就職を斡旋しているが、農業法人は地域に偏りがあり、受け入れ経営体がない地域もある。また、農業法人に就職した新規就農者の定着率が低いことも課題となっている。

そのため、地域ぐるみで新規就農者を受け入れ、安定した農業経営をサポートすることにより、新規就農者が地域に溶け込める体制づくりが急務となっている。

そこで、就農から定着・経営確立まで一貫してサポートする地域支援体制を確立するため、県、市町村、農業委員会、農業団体、指導農業士等、各地域の関係者が一体となって、新規就農者を支援する体制を整備されたい。

2 新規就農者の育成・確保

農村現場では、担い手の不足が深刻な問題となっており、農地を守り、地域農業を維持・発展させていくためには、担い手の育成・確保が喫緊の課題である。

このため、本県で新たに農業を始める方が円滑に就農できるよう就農実務研修等を実施する「とくしま就農スタート研修事業」について、昨年度の事業創設以来2カ年で100名近くの就農研修に結びつくなど、効果が上がっていることから今後も継続されたい。

また、受入農業法人等が無い地域においても新規就農者の受け入れを促進するため、地域の関係者が一体となって、作物・農地等の斡旋や、研修から就農自立までの新規就農者に対する受入提案を行い、新規就農相談センター等を通じて情報提供や就農相談等を行い、就農に結びつける取組を支援されたい。

3 集落営農や農業法人の育成支援

農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、農業の環境が厳しくなる中、集落営農は地域農業を維持、発展させる「担い手」として重要である。また、農業法人は、農地を持たない新規就農者の受け皿や地域における就業の場となっている。

そこで、農地が将来にわたり有効かつ適切に利用されるため、集落営農や農業法人などの多様な担い手の育成や経営安定に向けた支援を継続して実施されたい。

4 女性農業経営者への支援等

女性農業者の能力を最大限発揮できるよう、家族経営協定の締結の推進や女性が経営者として活躍できるよう、資質向上に向けた支援を行うとともに、6次産業化や地域活性化などに取り組む女性農業者の活躍できる場が広がるよう支援されたい。

あわせて、女性農業委員等地域のリーダーとなる女性農業者のネットワークの活動を支援されたい。

5 農業経営の継承推進

(1) 農業経営の第三者経営継承の推進

農業従事者の高齢化が進む中、今後は後継者不足により、経営継続が困難となる経営体の増加が見込まれる。

そこで、農業経営の意向調査を実施し、第三者への経営移譲希望者を掘り起こすとともに、全国農地ナビ等を活用した一元的な農地情報の管理と情報提供サービス体制の構築や、経営移譲希望者と新規就農希望者とのマッチング等を行い、第三者への円滑な経営継承を支援されたい。

(2) 認定農業者等担い手の後継者への支援

認定農業者等担い手の後継者が就農することは、より確実な経営継承を図る上で重要であることから、基幹的労働力の増加に見合う規模拡大を達成するまでの間の経営の負担を軽減するため、認定農業者等担い手の後継者が就農する場合においても、「新規就農・経営継承総合支援事業」が活用できるよう、要件緩和を国に働きかけられたい。

〈Ⅱ 担い手への農地集積の推進〉

1 農地の中間管理機能を最大限発揮するための支援

(1) 改正農業委員会法に基づき、県内の市町村農業委員会に平成29年度から最大で300名を超えて農地利用最適化推進委員が設置される。

そこで、農地利用最適化推進委員に最大限活躍していただき、担い手への農地の利用集積を加速するため、農地中間管理機構との連携による農地利用最適化推進委員の活動を強化する支援措置を講じられたい。

(2) 農地中間管理事業を活用した農地の借り受け、貸し付けについては、法律上の手続きに相当の期間（約3ヶ月）を要することが事業活用の妨げとなっている。

このため、農地転貸の事務の効率化・簡素化に向けて、利用権設定等促進事業と同程度の1ヶ月程度の期間で転貸手続きが完了できるよう国に働きかけられたい。

(3) 農地中間管理事業を最大限活用した担い手への農地集積を促進するため、貸付期間が3年又は5年の設定でも、「経営転換協力金」を活用できるよう、国に働きかけられたい。

(4) 県機構は転貸の可能性が不確定な農地については、農地の所有者が貸し付けを希望しても、管理コストの増大懸念から簡単に借り受けることができない状態にある。

そこで、借り手が未定であっても、比較的借り手が早急に見つかると思われる農地等については、スムーズな担い手への貸付けに繋がる仕組みが構築されるよう関与されたい。

2 農地の国土調査(地籍調査)の早期完了

平成26年の農地法改正により農地台帳が法定化され、平成27年4月1日から「全国農地ナビ」により農地台帳の一部情報とともに、農地地図のインターネット等による一般公開が始まったが、関係機関が有する地図や公図においてさらなる精度向上が課題となっている。

このため、一般公開が開始された農地地図情報の整備強化のためには、国土調査(地籍調査)を早期に完了させることが必要であり、その実現に向けた予算措置を国に働きかけられたい。

3 「活かすべき農地」の確保と有効利用の推進

農業生産の現場では、農業者の高齢化等により、条件不利な農地が耕作放棄されていく恐れが高まっている。

このため、食料自給力を確保するためにも、将来にわたって農地として活用していく「活かすべき農地（守るべき農地）」に対し、多面的機能の維持・国土の保全への支援を進められたい。

〈Ⅲ 農業の競争力強化〉

1 挑戦するとくしまブランドの展開

(1) TPPなどのグローバル化の進展に伴う安価な海外産農産物の輸入量増大や国内の産地間競争に打ち勝つためには、県産農産物のブランド力の一層の向上が必要である。

このため、本県の安全・安心で高品質な「とくしまブランド」農産物の生産拡大を図るとともに、首都圏をはじめとした新たな販路開拓やさらなる市場拡大に向け、「とくしまブランド推進機構」を核とした、生産から流通・販売に至る活動を強化されたい。

(2) 本県のブランド品目である「なると金時」、「だいこん」、「渭東ネギ」、「鳴門らっきょ」の産地維持、発展に欠かすことができない「手入れ砂」として、「川砂」の安定的な確保が図られるよう取り組まされたい。

(3) 地球温暖化に対応した農産物、加工に適した香酸カンキツ、ブランド力強化を図るためのイチゴ、レンコンなどの新品種育成に積極的に取り組まされたい。

2 6次産業化の促進

「徳島大学・生物資源産業学部」の創設を契機に、アグリサイエンスゾーンを核として、農林水産総合技術支援センターと、大学、民間企業等との連携強化により、6次産業化を加速化させるとともに、6次産業化人材の育成や技術開発・研究開発等を一層進められたい。

3 海外展開の促進

欧州等に向けて柑橘類など県産農産物の更なる輸出拡大を図るため、相手国の検疫条件等をクリアできる「輸出型産地づくり」やグローバル人材の育成に継続して取り組まされたい。

4 水田農業の振興

米価下落や、資材価格の高止まりによる生産コスト増加などにより、水稻や野菜等の水田農業での収益性が低下している。

このため、飼料用米を中心とした新規需要米を転作作物の主力作物に位置づけ、農業者の経営安定が図られるよう、現行の「水田活用の直接支払交付金」の継続や農業機械等の整備への支援、及び低コスト生産に資する多収性品種の

開発について、国に働きかけられたい。

5 「とくしまブランド」を支える基盤整備の推進

安全・安心で多品種・高品質な「とくしまブランド」農産物の安定した生産を図るとともに、本県の特色ある農産物が産地間競争に勝ち抜くため、農業農村整備関係予算を十分確保し、農業競争力の礎となる生産基盤の整備を、より一層推進していただきたい。

6 有機農業の生産拡大対策

有機農産物の生産拡大を進めていくため、新たに有機JAS認証を目指す生産者への支援を行うとともに、有機農産物登録認証機関（NPO法人徳島県有機農産物認証協会）の運営体制の支援を継続して実施されたい。

また、有機農産物の販売拡大を図るため、輸出拡大に取り組むとともに、有機農産物を取り扱う販売業者・飲食店等とのマッチングを積極的に進めていただきたい。

〈Ⅳ 活力ある農山漁村の創出〉

1 鳥獣被害の防止対策の推進

イノシシ・サル・シカ等による農作物等の鳥獣被害は深刻さを増し、中山間地域では営農が困難な農地も散見される。また、市街地まで出没し、農作物だけでなく生活環境にまで影響が生じている。

このため、鳥獣被害対策として、地域が主体となった多様な取組みを支援する施策を長期的に講じるとともに、侵入防止柵など被害防止施設の整備をはじめ、地域の環境整備やジビエとしての活用を進めるための施設整備などに必要な予算を確保し、県民が鳥獣被害の減少を実感でき、安心して暮らせるよう、総合的な野生鳥獣対策に取り組まれたい。

2 中山間地域の農地利用の促進

中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により、担い手が減少しており、地域によっては、農業をはじめとする生産活動の停滞はもとより、集落維持活動に支障をきたすなど、活力が低下している。

このため、中山間地域において、地域に根ざした集落営農や法人経営体等が農地集積を進め、規模拡大を行う場合の支援措置を講じられたい。

また、中山間地に人を呼び込み、定着してもらえよう、生活環境や農業生産基盤の整備を図られたい。

〈V TPP対応について〉

1 TPPなどグローバル化への対応

(1) TPP法案の審議に当たっては、農業者をはじめ広く国民の理解を得るべく十分審議を尽くすとともに、国内対策については、TPP協定の合意内容による影響は広範かつ中長期に及びと考えられることから、予期せぬ事態への臨機な対応措置をはじめ、農業者の声を踏まえて長期的な視点に立った制度・施策の運用を図るよう、国に働きかけられたい。

(2) TPP対策の新たな仕組みとして、「収入保険制度」の導入に向けた調査・検討を進める当たっては、農業者等の意見を広くくみ上げ、積極的に公開するとともに、意欲を持った多様な担い手が、安定的な農業経営を継続するためのセーフティネット機能が十分発揮される制度となるよう、国に働きかけられたい。

(3) TPP協定の合意内容は、関税の即時撤廃となるものだけでなく、時間をかけて関税削減や輸入枠拡大となるものもあり、地域の農林水産業への長期的にわたる様々な影響が懸念される。

農林水産業は地域の基幹産業でもあり将来にわたり持続的な発展が必要である。県においても、今後、農林水産業が衰退しないよう、農村現場の意見を聴きながら、地域の実情に配慮したきめ細かな対策をお願いしたい。

〈Ⅵ 農業委員会の体制整備〉

1 農地利用の最適化に向けた取り組み支援の強化

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法に基づき、来年度は19の農業委員会が新制度に移行することから、農地利用最適化の推進に必要な予算を十分に確保するとともに、現場でより活動がし易い運用改善を図るよう国に働きかけられたい。

また、本会議が関与する「農地転用許可」等の法令業務や農業委員会ネットワーク業務に係る国費補助と県の支援措置を継続して講じられたい。

2 農業委員会の事務局体制の整備・強化

市町村の行政機関である農業委員会の事務局体制を整備・強化するため、市町村等の積極的な対応による専任職員の十分な配置や資質向上等の対策を強化するとともに、そのための予算を確保するよう、国並びに市町村に働きかけられたい。